

諮問日：平成29年8月3日（平成29年度（最情）諮問第48号）

答申日：平成30年1月19日（平成29年度（最情）答申第60号）

件名：選択型実務修習の実施スケジュールが分かる文書の開示判断に関する件
（文書の特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

「第70期選択型実務修習の実施スケジュールが分かる文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、①平成28年10月14日付け司法研修所事務局長事務連絡「平成28年度（第70期）司法修習生の修習開始等について」及び②平成18年9月26日付け司研企第002386号司法研修所長通知「選択型実務修習の運用ガイドラインについて」（以下、併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年7月4日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書に該当する文書として、本件対象文書以外に、プログラム提示・応募要領の配付、全国プログラム応募期間・応募結果通知、自己開拓プログラム申請期間・申請結果通知、個別修習プログラム応募期間・応募結果通知、修習計画書提出期間、選択型実務修習期間等のスケジュールが書いてある文書が存在するはずである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

実務修習は、司法研修所長が、地方裁判所、地方検察庁又は弁護士会に委託して、これを行わしめることとされている（司法修習生に関する規則7条）。また、選択型実務修習は、配属庁会（修習を委託された裁判所、検察庁及び弁護士会）において行うこととされている。

そのため、選択型実務修習については、各配属庁会が設けた司法修習生指導連絡委員会が、それぞれの配属地において、本件対象文書のうちガイドラインにのっとり、各種プログラムの応募期間等を設定しており、司法研修所において具体的な応募期間等を定めているわけではない。また、司法研修所は、各配属庁会が作成した各種プログラムの応募期間等を司法修習生に対して周知する際、当該文書の送付を受けていない。

したがって、最高裁判所では、本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を作成し、又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------------|
| ① | 平成29年8月3日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年11月10日 | 審議 |
| ④ | 同年12月22日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

- 1 苦情申出人は、本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書が存在すると主張する。しかし、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、選択型実務修習については、全国プログラムも含めて各配属庁会が設けた司法修習生指導連絡委員会において各種プログラムの応募期間等を設定していると認められる。これを踏まえて検討すれば、司法研修所において、選択型実務修習に関する具体的な応募期間等を定めてはおらず、各配属庁会が作成した各種プログラムの応募期間等を記載した文書の送付を受けていないという最高裁判所事

務総長の上記説明の内容が不合理的とはいえない。そのほか、最高裁判所において本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において、本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人